デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
発信者情報開示ワーキンググループ（第９回）

１　日時　令和８年 10 月 19 日（月）15 時 00 分～16 時 22 分

２　場所　オンライン開催

３　出席者

（１）構成員

曽我部主査、今村構成員、上沼構成員、大谷構成員、垣内構成員、北澤構成員、鎮目構成員、清水構成員、中原構成員

（２）オブザーバー

法務省、文化庁、最高裁判所

（３）総務省

渋谷大臣官房総括審議官、河野大臣官房審議官、寺岡情報通信政策課長、石谷情報流通振興課長、相川情報流通適正化推進室長、大磯制度企画室長、大内制度企画室課長補佐、白水制度企画室課長補佐

４　議事

（１）追加でご議論いただきたい事項について

（２）その他

【曽我部主査】

定刻になりましたので、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会発信者情報開示ワーキンググループの第９回会合を開催いたします。本日はご多忙の中、当会合にご出席をいただき誠にありがとうございます。議事に入る前に事務局から連絡事項をいただきます。よろしくお願いします。

【大内補佐】

議事に入る前に事務局から連絡事項を申し上げます。まずWeb会議による開催上の注意事項を申し上げます。本日の会合につきましては記録のために録画をさせていただきます。構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため発言時以外はマイクをミュートにして映像もオフにしていただきますようお願いいたします。ご発言を希望される際には、事前にチャット欄にご発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て主査から発言者を指名いただく方式で進めます。チャット欄に記入される際には、主査が内容を確認できるようすべてのパネリスト宛にお送りいただくようお願いいたします。ご発言の際にはマイクと映像をオンにしてご発言ください。発言が終わりましたらいずれもオフにお戻しください。接続に不具合がある場合には速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他チャット機能で随時、事務局や主査にご連絡をいただければ対応させていただきます。

続いて、本日の資料の確認に移ります。本日の資料は資料９－１および参考資料９－１の２点を用意しております。万が一お手元に届いていない場合がございましたら、事務局までお申し出ください。

続いて構成員の出欠についてご連絡いたします。本日の会合につきましては、大谷構成員は遅れてのご参加になる旨のご連絡をいただいております。またご参加後は発話ができない環境でのご出席となる見込みでございますので、ご意見がある場合はチャット欄にご記入いただくこととしております。チャットの内容につきましては事務局から適宜読み上げる形でご紹介させていただきます。事務局からは以上でございます。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。本日の議事に入ります。本日の議事は２点ありまして、（１）追加でご議論いただきたい事項についてと、（２）その他となっております。本日の議事はそれぞれご説明いただいた後に質疑の時間を設けるという形で進めたいと思っております。では早速議事に入りたいと思います。こちら事務局から追加でご議論いただきたい事項について、議題の（１）、こちらについてご説明をいただきます。よろしくお願いします。

【大内補佐】

それでは資料９－１に従いましてご説明をさせていただきます。２ページ目をご覧ください。

２ページ目に本ワーキンググループにおける主な検討課題を載せております。検討課題

それぞれについて、追加でご議論いただきたい事項をご用意しております。まず１つ目、「令和３年改正で創設した裁判手続の実効性確保」についてご覧いただければと思います。

４ページ目です。こちらに今回の検討課題１に関する検討の論点を載せております。こちらの２点についてこれまでご議論をいただいたところでございます。各会合においていただいたご意見につきましては、５ページ目以降に掲載をしております。第７回会合においての構成員からの主なご意見といたしましては、提供命令の不履行に対する制裁の要否というところで、提供命令に適切に応じられていないことに対して何らかの制裁を設けるべきではないかといったご意見があったほか、適切に対応しているプロバイダがこういった制裁等の対象になることがないように考慮が必要であるといったご意見もいただいていたところでございます。２つ目として、申立人からプロバイダに対する通知の必要性・妥当性というところで、申立人がAPへ開示命令の申立てをした旨のCPに対する通知を省略することによって迅速な提供命令の履行を実現することができるのではないかといったご意見があったところでございました。また一番下、最下位プロバイダの迅速な特定というところにつきましては、契約者情報を保有しない中間APを裁判手続に組み込まないような制度にできないかといったご意見があったほか、裁判外手続を設けることで実際に迅速性が実現されるのかという観点から制度設計をしていく必要があるのではないかといったご意見をいただいたところでございました。

続いて、６ページ目です。第８回会合における構成員からの主なご意見を載せております。こちらについては、実効性を確保しつつプロバイダの裁判手続等への関与の在り方についてご議論をいただいていたところです。１つ目のCPの立場というところにつきましては、投稿内容について当事者的立場に立つのはCPであり、CPの主張立証の機会が確保されることが必要ではないかというご意見がございました。２つ目のAPの手続への参加を認めることについてというところにつきましては、２つ目のポツのところになりますけれども、プロバイダが発信者の利益を代弁するという発信者情報開示手続の構造を踏まえれば、創設的に利害関係参加を認めることも考えられるのではないかといったご意見や、利害関係参加を認める場合に参加するプロバイダの負担等についても検討する必要があるといったご意見があったところでございます。また一番下、その他として、プロバイダの手続への関与の在り方について検討するにあたっては、住所、氏名等の秘匿の制度が導入され、発信者自身が開示命令の手続に参加することも可能になった点についても留意する必要があるのではないかというご意見もございました。

こういったご意見が第７回、第８回会合にあったことも踏まえまして、ご議論いただきたい事項として１つ掲載をしております。１段落目として、非訟手続の実効性確保により、契約者情報を保有する最下位APを迅速に特定することによる被害者救済が図られることが期待されております。一方で、CPが発信者の氏名や住所等の情報を保有するケースもあるところ、そのような場合について手続の実効性確保や合理化の観点から、何らかの

対応が考えられるか、としております。こちらにつきまして、構成員の皆様からご意見等をいただければと考えております。一旦事務局からは以上となります。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。今回ご議論いただきたい事項、検討課題ごとに整理されておりますので、まず検討課題１「令和３年改正で創設した裁判手続の実効性確保」について、構成員の皆様方からご意見をいただければと思います。ご発言いただける際には、先ほどありましたとおり全パネリスト宛てのチャットにてお知らせいただければと思います。ということでいかがでしょうか。では垣内構成員、お願いいたします。

【垣内構成員】

垣内です。どうもありがとうございます。ここでご議論いただきたい事項として挙げられているのは、CP 自身が発信者の氏名等の情報を保有しているという場合についてということなのですけれども、そうであるということが発信者情報の開示を求めている請求者の側でどの程度認識できるのかということが、１つここでは問題になっているように思われますので、そういう意味では一定の場合に CP の方で請求者に対して保有しているということを知らせるというようなことが考えられるのかという気もいたします。ただ、その際検討することが必要だと思われますのは、そういうケースが実際にどの程度想定されるのかということ、また関連して、仮に CP 自身が保有しているとすれば、請求者側では CP に対してその情報開示を求めるということは考えられるわけですので、そういうケースが相当程度あり得るということであれば、請求として初めから IP アドレス等だけではなくて氏名等の情報の開示も CP に対して求めるということは当然考えられるところかというふうに思います。そうであれば、持っていればそれは開示することに、要件を満たしていれば開示するということになると考えられますし、なければないということになるわけですので、そういった現行法のもとでもとることができると考えられるような対応との関係で、何か新たな仕組みとか制度が必要なのかということを考える必要があると感じたところです。とりあえずは以上です。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。では続きまして、清水構成員お願いいたします。

【清水構成員】

よろしくお願いいたします。CP が氏名等の発信者情報をどれぐらい持っているかというお話がありましたので、情報提供させていただければと思うのですが、基本的にショッピングサイトを運営している事業者につきましては、氏名・住所を持っている可能性があるということになるかと思います。それ以外の大手 SNS の事業者につきましては、氏名・住所までは普通は持っておらず、電話番号は持っている可能性があるという形になるので、現行法下でもショッピングサイトを運営している事業者に対しては、氏名・住所等の開示請求も IP アドレスとともに行っているということになっております。

【曽我部主査】

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。鎮目構成員お願いします。

【鎮目構成員】

ただいま、清水構成員にご説明いただいた点につきまして、もしよろしければ実情についての補足をお願いできればと思います。ショッピングサイトを運営する事業者が住所・氏名を持っているというお話でしたが、いわゆるSNSの収益化のために、氏名や住所を登録しているケースというのは、あまり想定されないということでしょうか。

【曽我部主査】

ありがとうございます。こちら清水構成員にお答えいただける範囲でお願いできれば。

【清水構成員】

正確に私も分からないところではあるのですが、氏名は登録している場合があるのかもしれないのですが、住所までは通常はないということかと思います。これも事業者によるようなのですが、氏名として登録してあるケースもあるし、あとはクレジットカードや振込先名義などで氏名を確認できる場合はあり得るようなのですが、その情報を氏名の登録情報として持っているわけではないので、その情報は開示ができないという対応をされることも比較的多いという印象です。

【鎮目構成員】

ありがとうございます。

【曽我部主査】

ありがとうございます。ちょっと私も関連して気になっていた点として、例えばあるビッグテックがあって、様々なサービスを展開していると。動画共有サイトを展開している一方で、クラウドサービスやストレージサービス、あるいはメールサービスなどを提供している場合、動画共有サイトとの関係では発信者や投稿者の氏名・住所を持っていないけれど、クラウドサービスや他のサービスとの関係で氏名・住所を保有しているということは実際にあると思うのですけれども、投稿した動画が権利侵害に当たるとなったときに、他のサービスとの関係で提供している氏名・住所等の情報も発信者情報として開示されることになるのかどうかという辺りも若干気になるところです。

ということで、次、今村構成員お願いいたします。

【今村構成員】

今村でございます。私も今、曽我部主査がおっしゃっていたのと同様の論点で気になっていたところなのですけれども、まさに侵害投稿通信との関係の契約者情報ってどこまでの範囲なのかというところは留意して議論整理をする必要があると思っていて、前回の改正のとき侵害投稿通信からログイン時通信まで遡れるのかどうかみたいな議論はあったかと思うのですけれど、契約者情報となって全く別のサービスの氏名・住所みたいな話がこの情プラ法の枠内で引っ張ってこられる情報なのか、弁護士会照会など別の手段を用いて引っ張ってくるみたいなのはあるのかもしれないのですけれども、開示側としては色々な手段を駆使してやっていくのかなと思いつつ、他方で情プラ法の議論という枠組みの中で

議論するここでの発信者・契約者の情報というのがどこまでの範囲を想定して良いのかというところは整理が必要なのかなと思いました。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。大変整理してコメントいただきました。私の雑駁なコメントを補足していただきました。ありがとうございます。

清水構成員、何かコメントいただけそうでしょうか。

【清水構成員】

私が知る限りは、別のサービスについても開示請求は認められているのが実務かと思います。個社名を出さずに説明するのは少々難しいのですが、元々のアカウントがあり、それに加えて動画関係のアカウントが紐づいているもの、もしくはアナリティクスのアカウントに紐づいているものの情報開示を命じる主文が認められているのが現在の実務です。ですので、発信者情報として紐づいているものであれば開示は認められているという扱いかと思います。そのため、ここを現状より開示範囲を狭めるという議論は、開示請求をする側からすると避けたいところです。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。先ほど私が申し上げたような点は割と広めに理解されているということかなと理解いたしました。ありがとうございます。

では北澤構成員、お願いいたします。

【北澤構成員】

これまで、発信者情報の範囲ということでいくつかご意見をいただいているところではあるのですけれども、発信者情報の範囲は古くて新しい難しい論点でして、プロバイダとしてかなり広きにわたってサービスを展開している事業者というものは、どこまで保有確認をしなければならないのかという問題もあるので、一定の範囲も含めて慎重に検討を行った上で整理をしていただいた方が良いのではないかと考えているところです。

あとは今回のご議論いただきたい事項のところで、垣内構成員からCPが情報を保有しているかどうかということがどのタイミングで把握されるのかという観点からのご指摘をいただいたと思うのですけれども、現在の東京地裁民事第９部の運用だと、CPに対して割と早い段階でその保有状況だけを回答してもらうような運用がとられています。基本的に少なくとも国内事業者で私が関わっているプロバイダは、すべて保有状況を回答していて、確かに最近ですとCPが契約者情報を持っていると判明することも多いという実情があります。ただその場合でも、請求者側の対応は時間をかけて提供命令を通じて、最下位APに対する開示を求める請求者がほとんどというか、私の経験する限り全件そのような対応をとっておりますので、そういった実情のご紹介を１点申し上げたいと思います。

あとは、例えばSNSなどのCPでも氏名・住所が登録されているという事例はあるのですけれども、明らかに架空だろうという情報が登録されているというケースもあったりするので、プロバイダとしては登録された情報が本当に発信者のものかどうかというのは基

本的には分からないという前提がありますので、そういったケースもあることを前提として制度設計を検討していただければと思います。以上です。

【曽我部主査】

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。では上沼構成員、お願いいたします。

【上沼構成員】

ありがとうございます。実務のお話なども伺っていて今思ったのですけれども、CP が、氏名、住所、電話番号などを持っているときに持っているということを先に明らかにしてもらえるのであれば、請求者の側はその後どうするかということが選択できると思います。今、北澤構成員からご説明があったとおり架空の可能性というのは確かにありますけれども、それも踏まえて請求者の側でどうするかを選択できる状況になっていることが重要だと思います。つまり、請求者側が、情報が早く手に入るということが必要だと思いました。事実上、任意でもほぼ回答してくれているということであればその実務で良いと思うのですけれども、ただ、任意を前提とすると、回答してこない事業者に対してどうするのかという問題が出てきてしまいます。したがって、その点についても考えておくと良いと思った次第です。以上です。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。続きまして、中原構成員、お願いいたします。

【中原構成員】

今の上沼構成員のご発言に重なりますけれども、請求者が AP から契約者情報を得ようとする一方で、CP が一定の情報を持っている場合に、請求者としては最下位 AP を探索していくとともに CP に対する開示請求にも力を入れるべきだということになるのだと思います。現行制度上も、AP に対して開示命令の申立てをしたからといって、CP に対する開示命令の申立ては維持されるわけですから、CP から情報を得る可能性は抽象的には担保されているけれども、問題は、CP がそうした情報を持っているかが請求者には必ずしも分からないので、こちらに力を入れてよいか分からない、そのために請求者にとって無駄が生じ得るし、情報を持っていない CP にとっても無駄が生じ得るということなのではないかと思います。その意味で、CP が一定の情報を持っていることを自ら申し出る仕組みがあればよいのではないかと思いますけれども、ただ、その場合、それだけでは、情報を持っている CP にとって申し出のインセンティブが乏しいように思われますので、申し出ることにメリットがある、あるいは申し出ないことにデメリットがあるような仕組みを構想する必要があるのではないかと思います。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。先般の議論で、どういう情報を持っているのか、あるいは特定の情報のためにどういう情報が必要なのか開示してもらったらどうかというご発言もありましたけれども、それとも通じるところがあるのかという気がいたしました。一通

りご発言いただいた様子ですが、これまでのところで事務局の方でもし何かコメントなどおありでしたらお願いできないでしょうか。

【大内補佐】

事務局でございます。構成員の皆様におかれましては、コメントをいただきありがとうございます。CP をはじめとしまして、氏名や住所といった情報を保有している場合もあるが、その正確性については課題が見られる部分もあるというコメントであったのかと思っております。また対応というところで、申立人において早い段階で CP がそういった情報を保有しているのかどうかというところを分かるようになれば、申立人の方でも請求の仕方を選択するということが可能性としてあり得るというコメントもあったところでございますので、こういったものも踏まえて検討していければと考えております。以上でございます。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。その他、この１つ目の論点についてご発言いただけることがあればお願いいたします。北澤構成員お願いいたします。

【北澤構成員】

先ほどの保有状況の回答のところですが、現状はあくまで運用レベルで対応しているので、事業者側もある程度柔軟に対応できている、例えば一定の期限までに回答してくださいという形で裁判所から要請があって、間に合えば回答はするし、間に合わなければ時間がかかるので待ってくれという形で柔軟に対応してもらえているという実情があるのですけれど、確かに任意であってあくまで運用レベルなわけですから、事業者によってこれは法的根拠がないという対応をしてくる可能性も考えないといけないというのはご指摘のとおりのところです。ただ、そこを規制で何か罰則なり制裁なりをつけるといった場合、結局これは提供命令での議論とも重なってくるのですけれども、現状のある程度柔軟に対応できているところ、時間がかかるケースも多々あるわけですし、今後の成り行きによっては、P2P 事案もこのまま急増し続け人格権侵害の対応も時間がかかってくるということもあり得るわけですから、そういったものを一刀両断に制裁で義務化するということになると、そこは現状の実務というか事業者側の柔軟な対応が極めて困難になる可能性もあるので、そういった点も含めて、要は前回も申し上げた内容と同様になってしまうのですが、ちゃんとやっている事業者が保有確認の時間を要したことを理由に制裁対象とならないようにご検討いただければと思います。以上です。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。では改めまして議事の１つ目の続きですね、検討課題２について、「発信者情報開示請求への対応の合理化」のうち意見照会の在り方についてという部分につきまして、まずは事務局からご説明いただきます。お願いいたします。

【大内補佐】

事務局でございます。資料９－１の９ページ目以降をご説明させていただきます。こち

らについては「発信者情報開示請求への対応の合理化」というところの検討の論点２つ目に該当する部分でございますけれども、発信者に対する意見照会の在り方についてどのように考えるかというところでございます。

10 ページ目に現行の規定を載せております。情プラ法の第６条において、開示関係役務提供者は請求を受けたときに発信者に対して意見を聴取しなければならないということが定められているところでございます。

11 ページ目にはこちらに該当する逐条解説の記載を抜き出して載せております。

12 ページ、13 ページにおいては、本ワーキンググループにおけるこれまでの意見照会の在り方に関する主なご意見を載せております。こちらの 13 ページ、第６回会合における構成員からの主なご意見というところをご紹介させていただきますと、意見照会の省略に関するところとしまして、プロバイダにおいて人格権侵害事案の意見照会に注力してもらえるように意見照会を省略できる形があっても良いのではないかというご意見があった一方で、意見照会において自身が発信者でない証拠を示して開示請求が止まった事例もあり、意見照会が全く無意味とは言えないのではないかといったご意見もございました。また、意見照会がない場合には発信者が防御の機会を与えられないまま開示されるということになり、従来の特別の事情として想定された場合とは異なって発信者に不利益が生じてしまうため、他法令でも同様の規律がないことを踏まえれば省略には慎重な検討を要するのではないかということ、また、契約による省略については消費者契約法第 10 条等との関係から有効性を考慮する必要があるのではないかというご意見もあったところでございました。また、意見照会の簡略化というところにつきましては、発信者に開示請求を認識させる機能が確保される前提であれば具体的方法の簡略化は許容できるのではないかということ、また通知するという事だけであれば郵便物の量も減り負担が軽減される可能性はあるのではないかといったご意見もございました。また、事件番号を通知し裁判手続に関与したい発信者が関与できるような仕組みに意見照会をしていくという方が実質的な手続保障として実効性があるのではないかというご意見、簡略化はプロバイダの費用負担軽減に実際につながる方法である必要があるというご意見などもございました。

以上なども踏まえまして 14 ページ目にご議論いただきたい事項を２点記載しております。１点目として、意見照会が善管注意義務や条理上の注意義務の表れであるという趣旨を踏まえつつ、プロバイダの意見照会に係る負担の合理化を図る方法としてはどのようなものが考えられるか、例えば、意見照会の方法や期間等について簡略化を図ることは考えられるか、対象となる権利の性質や侵害行為の態様等によって差異はあるか。２点目でございます。利害関係参加等が容易になるよう意見照会において事件番号の通知を行うことが望ましいのではないか。以上の２点についてご議論いただければと思っております。以上でございます。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。そうしましたらこちらの２点についてご意見をいただけ

ればと思います。先ほど同様チャットにてご発言希望をお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

これまでの議論ですと、意見照会を省略するというのはなかなか難しいだろうということで、こういったような問題構成になっているのかなと思いますけれど、その点含めてご意見ありましたらお願いいたします。では北澤構成員、お願いいたします。

【北澤構成員】

ありがとうございます。私の方から２点ほどご意見申し上げます。まず、14 ページのご議論いただきたい事項の１のところです。意見照会の簡略化の観点なのですけれども、そもそも論として意見照会の省略・簡略化という議題自体は、事業者側の負担の問題をある程度解消するという観点から検討議題に至っていると理解しております。ここで私が気になっているのは、一言に簡略化と言っても具体的に何をどう簡略化するのか、例えば現行法ですと意見照会というのはまず発信者に開示に同意をするか、同意しない場合はその理由について聴取するという義務になっているわけです。ここから簡略化できる、つまり、事業者負担が軽くなる部分があるのかという観点から検討すると、何を簡略化すべきなのかちょっとよく分からないところがあります。また、例えば仮に開示請求がされたことの通知だけで良いという簡略化の場合につきましては、それにより実際に事業者の負担、オペレーションの負担が軽くなるのかという観点は外してはいけないと思います。まず金銭的な負担を考えると、おそらく郵送費は変わらない、負担軽減にはそれほど見込めないのかなという点がまず１点です。

では、人件費の観点はどうなのかと言うと、例えば発信者の立場からすると、「あなたの投稿について今開示請求されていますよ」という通知を受けた場合に、「ああ、開示請求されているのか」という形で手続が終わるまで大人しく待っているとは限らないわけですね。例えば、投稿内容が適法と考えているのであれば、現行の制度でもそうですけれど発信者から反論が返ってきて、その反論を手続に反映してほしいとプロバイダに要請するといった反応になってくると思います。この場合に、通知義務しかプロバイダは負わないので、その他は一切対応しませんという対応ができるのか、法的にできるとしてもそれが現実的に可能なのかという点が疑問に思っているところです。例えば、「今までは反映してくれたじゃないか。」とか、「人格権侵害の場合は反映してくれているのになぜ反映してくれないのか。」と様々な問合せが来ることが想定されて、それに逐一説明や対応しなければならないとなると、ただでさえひっ迫している現場の対応事項が今以上に増え、現場が混乱してしまうことが目に見えているように思います。基本的に意見照会関係のルールについては、現行法でも何をどこまですればいいのかというところが、必ずしもはっきりしないところがありまして、仮になんらかの簡略化を行うのであれば、何をどのように簡略化するのか、それによって事業者の負担が実際に軽くなるのか、またさらに言うとかえって重くなってしまうことがないのかというところは慎重に検討すべきだと思います。以上が１点目です。

２点目が２ポツのところですね。事件番号の通知についてなのですけれども、これは特に知らせない理由もないわけでして、今の意見照会に事件番号を加えればそれで実現できるので、その点に限っては良いのかと思います。ただ懸念すべきなのは、裁判外で一旦開示請求を受けて、任意開示されずに法的手続に移るようなケースです。この場合、基本的に裁判外で開示請求を受けたタイミングで事業者は意見照会義務を負うという形になるので、実際に意見照会の実施も行っております。仮に事件番号を通知しなさいという形になると、事業者としては任意開示請求の段階で１回意見照会をして、その後裁判を起こされて裁判の中で、もう１回発信者に番号を連絡しなければならなくなるという、つまり今まで１回で済んでいた対応が２回必要になってくるということになってきます。以前の事業者からのヒアリングでもP2P事案でも裁判外で請求される事案があるということなので、この負担は結構無視できない問題と思っておりますので、現時点で何か妙案があるわけではないのですけれども、事業者側の負担が端的に意見照会をもう１回追加で行わないといけないということにならないような、何かそういう制度設計がないかという問題意識を持っている点が２点目です。以上です。

【曽我部主査】

ありがとうございます。なかなか簡略化と言っても難しいというご指摘かと思います。では上沼構成員、お願いいたします。

【上沼構成員】

ありがとうございます。意見照会の簡略化が元々出てきた原点が、P2P事案でどのくらい役に立っているのかという問題意識だったと思います。今の北澤構成員のおっしゃるような懸念点ももっともだとは思ってはいるのですけれど、そういう意味で人格権侵害の事案とデッドコピーの著作権侵害の事案というのを分けて考えてもいいのではないかと思いました。アメリカ型のDMCA（Digital Millennium Copyright Act）とCDA（Communications Decency Act）みたいに分ける発想というか、名誉毀損と著作権侵害を分けるという考え方があってもいいのかと思っております。というのは、デッドコピー型の著作権侵害の事案って表現行為そのものを保護する理由が考えにくいのです。だとすると、考え得る手続保障としては誤爆の可能性への対応となります。通知がどのくらいプロバイダに負担になっているのか、プロバイダの方々は本当に大変なことだと思いますけれども、実際に私が見聞きしたところによると、P2P事案の意見照会については、最初は申立書が一式入っていたのがどんどん減っていって、最後はIPアドレスとタイムスタンプと著作物のタイトルぐらいが書いてある照会の紙１枚ぐらいになっており、P2Pの検知システムの技術的な説明書も入っていないというような状況になっているということのようです。それって多分重さとかそういうことが関係してきているのではないかと思うのですが、極めて形式的な意見照会となっています。だとすると、もし誤爆の危険について考えるのであれば、本人が望んだ場合にきちんと関与関与できるという意味で事件番号の通知がペラっと１枚行った方が、P2P事案についてはまだ手続保障の意味があるのではないか

と思います。現状、事件番号について知らせてくれと頼んでも事件番号は知らせないことになっていますという回答が返ってきたりするものですから、そうすると記録も見に行けませんし、どんな議論になっているのかすら、発信者とされている者には分からないのです。であれば、事件番号を通知した方が実質的な手続保障にもなるのではないかと思った次第です。以上です。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。その他いかがでしょうか。非常に課題が多いというご指摘があったところですけれど、他の構成員の皆様いかがでしょうか。ではまず、垣内構成員にご発言いただいて、その後清水構成員にお願いしたいと思います。垣内構成員お願いします。

【垣内構成員】

垣内です。ありがとうございます。私自身はちょっと実情がよく分からないところもありますので、先ほど上沼構成員のご説明にありましたが、すでに現行法のもとでかなり簡略化できているということなのだとすると、それに加えて何か新たな仕組みあるいは新たな規律が必要なのかどうかというところがよく分からないような感じもしてきましたが、仮に何か簡略化を考える場合、１つ問題点として 14 ページの１のところで言われていますけれど、どういう範囲で簡略化を認めるのかというところの基準をどう画すのかということが問題になるのかと思います。もし簡略化したことが後で義務違反になってしまうということになると困りますので、基準が明確であるということがやはり必要であるということかと思います。その点で、権利の性質等々で実質的に判断するというのがどこまでワークするのかというところは少し気になっているところです。一度に大量の請求がされているとか何かそういった形式的な基準で切ることができるのであれば、そちらの方が望ましいような感じもしております。また事件番号の通知については、それが通知できる場合には望ましいのではないかと思いますけれど、照会時に裁判外での照会であって該当する事件番号がないというときに、請求が来た段階でもう１回するというところまで求めることは必ずしもないかもしれないという感じもいたしまして、ちょっとその辺りは確かに悩ましい問題だなというふうに思いました。まとまりがありませんけれども、以上です。

【曽我部主査】

ありがとうございます。では続きまして、清水構成員、お願いします。

【清水構成員】

簡略化はなかなか難しいなとは思っているのですが、意見照会は現状では郵便で行われることが多いといえます。しかし、これは別に郵便に限定されなくてもよいのではないと思っていまして、Web フォームを用意するとか、QR コードを送って、そこからアクセスしてもらって Web から入力してもらう、というような仕組みを取るということは全然あり得るものではないかと思います。このようにすれば多少なりとも簡略化につながるのではないでしょうか。

事件番号の通知に関しては、P2P 事案に限らず一般的にやっていただきたいと思います。法律相談を受ける立場からすると、開示請求のどの段階であるかが分からないことは相応に多くあります。事件番号が書いてあれば、最終的に開示される可能性が高いと判断できれば、開示される前提でのアドバイスをしたり、そうでなくても開示されないための方向性でどのような対応を取れるのかについてアドバイスできることもあるわけなのですが、事件番号が書かれていないと、今後の見通しなどで適切なアドバイスができないことが多くなってしまうのです。

【曽我部主査】

ありがとうございます。では次に中原構成員、お願いいたします。

【中原構成員】

１点目についてだけコメントをいたします。以前の検討会での議論は、意見照会を全く省くことは、意見聴取義務が善管注意義務ないし条理上の注意義務という重要な義務を体現するものであるために困難であるということであったと思います。他方、意見照会の簡略化は、それらの義務の履行として問題ないと言える限りにおいて、許容されることになると思います。

プロバイダにこれらの義務が課される理由について少し考えてみると、１つには、プロバイダが電気通信役務を提供することによって、発信者のプライバシー等に関わる情報をいわば預かる立場にある、意見聴取義務はそうした重要な情報の保管者として負う義務だという理解があり得ます。この理解によれば、プロバイダが発信者と有償の役務提供契約を結んでいる場合とそうでない場合とで区別され、前者では善管注意義務、後者では条理上の注意義務という区分けになり、義務の水準が異なってくることになります。逐条解説が示しているのは、この考え方ではないかと思われます。ただ、もう１つには、発信者情報開示請求の制度上、プロバイダが請求者との関係で発信者の利益を代弁する立場にある、意見聴取義務はそうした利益代弁者として負う義務だという理解があり得ます。この場合には、プロバイダと発信者との間に有償契約があるかどうかによって左右される必然性はなく、むしろおよそ通信役務提供事業者としてすべきことをしたかが問題になるように思われます。この検討会のこれまでの議論を聞いていて、こちらの方が実務感覚に近いようにも感じられるところであり、こうした理解によれば、同じく善管注意義務だといっても、より柔軟な考慮を反映させることが可能であるようにも思われます。

以上のような一般論から一義的にあるべき意見照会の態様が導かれるわけではないことはもちろんですが、先ほどの後者のような意見聴取義務の理解によると、プロバイダに求められるのは、何が何でも発信者と連絡を取って意見を聞くことではなくて、発信者の利益を不合理に危険にさらすことがない程度に発信者との連絡を試みることなのではないか、情プラ法第６条第１項の除外規定はこの趣旨で読むべきではないかと思われます。こうした観点からは、まず意見照会の方法については、清水構成員からもご発言がありましたけれども、現状、郵送が多いということであったと思いますが、現在の標準的な通信方

法である電子メールでもよいということ、利用者の落ち度によってメールアドレスが誤っている場合には別途の方法による連絡を試みる義務を負わないことは、P2P 事案に関する昨年 11 月の総務省の整理でも示されたことですが、逐条解説に書くなどして一般的に認めてよい話ではないかと思います。また、約款上、意見照会の方法を電子メールに制限するといったことも、基本的に合理性を欠くとは言えない、許されるのではないかなと思います。他方、意見照会の期間については、現状、民間事業者のガイドラインでは２週間とされているようですけれども、回答の準備期間を考えると、これを短くするのはなかなか困難であるように思います。対象となる権利の性質や侵害行為の態様等に照らして権利侵害が明白である場合には短縮を容認するというのも一案だと思いますが、回答の準備期間は事案によってそう異なるものではないこと、権利侵害の明白性の判断はあくまで意見聴取を踏まえてされるものであることからすると、そうした案はとりにくいかと思います。他方、合理的な理由を知らされることなく回答がないまま２週間の期間を過ぎた場合には意見聴取をしたものとして扱う、それ以上に連絡を取ることを試みる必要はないという運用は、許容されるのではないかと思います。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。非常に理論的な検証も含めて、具体的なご提案をいただいたかなと思います。ありがとうございます。では続きまして。今村構成員、お願いいたします。

【今村構成員】

今村でございます。ありがとうございます。今の中原構成員の理論的な説明には基本的にも全面的に違和感がなく、分かりやすくて私自身も納得したというところです。まさにこれまでの議論でこの意見照会の省略というのはやはりちょっとなかなか厳しいのではないですかというところは私もそのとおりだと思っていて、じゃあ簡略化の部分をどう考えていくのかというところが、大きな論点として次に検討すべきものになっていると思います。そのときにまさに理屈上理論的に何を理由に簡略化を正当化していくのかというところを検討すべきかと思っていて、そうなったときに通知義務が実際に保護すべき対象となる権利の性質や侵害行為の態様によって何か違いが本当に出るのかなというところが実はあまりよく分からないなという気がしていて、これまでのまさに中原構成員の整理なんかで行くと、善管注意義務や条理上の義務というところでプロバイダと発信者との関係においてどの程度の義務が導かれるのかという観点から、通知義務の内容の充実度みたいなところは検討できるのかなと思ったのですけれど、具体的にじゃあ特定の例えば P2P の事案だから簡略化がよりできるのかというところは、もう一度理屈として何があるのかというところは検討する必要があるのかなと思っていて、侵害行為の内容の類型みたいなところで切り分けが本当にできるのかというところは整理が必要かというふうに思いました。以上でございます。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。ここで大谷構成員からチャットにてご意見をいただいておりますので、こちら事務局の方からご紹介いただけるということですので、よろしくお願いします。

【大内補佐】

事務局から大谷構成員に代わりまして代読をさせていただきます。「開示関係役務提供者がすべて意見照会をしなければならないということではなく、開示請求プロセスのどこか１点で照会ができれば良いという考え方に基づき、簡略化ができないかについても検討できないでしょうか。また手続保障の観点からは、事件番号が通知できる場合にはその通知をもって、意見照会に代えることが認められることを定める方法があるのではないかと考えました。これらのフィージビリティについてはプロバイダの実務に照らして検証が必要だとは考えております。」以上でございます。

【曽我部主査】

どうもありがとうございました。こちらの論点、その他ご意見ありましたらいただければと思いますが。では北澤構成員、お願いいたします。

【北澤構成員】

ありがとうございます。２点ほどご意見申し上げます。先ほどから各先生方の意見照会の簡略化に関するご意見をお伺いしていて、例えばWebフォームなりシステム化ですかね、QRコード入力という形で負担を軽減できないかという観点のご指摘がありました。まずこういったシステム化することの費用との兼ね合いという点もあると思うのですけれども、それと別の観点として例えば郵送以外による意見照会を発信者にどう知らせるのかという問題があります。CPの代理人をしていて思うのですけれども、郵送以外の意見照会は基本的に送ってもなかなか気づいてもらえない、回答が返ってこないという実情があります。例えばメールアドレスがあればメールを通じて意見照会をするのですけれども、これもなかなか返信率が低い。発信者の電話番号だけ持っているという場合にショートメールで意見照会できないかという、そういった検討もしたことがあるのですけれども、内容としては例えば、あなたについて今法的手続が取られています。つきましてはこちらにお名前の入力をお願いします、みたいな内容なので、割と典型的なフィッシングメールといいますか詐欺メールと区別がつきにくかったりするので、本来的に読んでもらいにくい、回答が返ってきにくいという問題があります。このような状況で、意見照会に気づかないのが悪い、回答を返さないのが悪いという形で端的に発信者の落ち度で片付けて良いのか。いかに郵送以外の意見照会について回答してもらうかという観点の議論は、実はこれまであまりされたことがなかったという認識でして、意見照会として制度として設けるからにはやはり機能してほしいという気持ちがあるので、そういった実情を踏まえて制度設計をしていただきたいというのが１点です。

もう１点としては、先程来、通知義務・意見照会義務について、ある程度実質的な整理をして、そのような通知をしなくても良い場合、つまり義務を負わない場合という制度設

計のご提案をいただいているのですけれども、基本的にプロバイダ責任制限法を立法したときから特別の事情がある場合は意見照会をしなくても良いという制度設計にはなっているわけです。これがなぜ意見照会をしなくても良い場合、特別の事情がある場合という形でなかなか整理ができないかというと、やはり事業者の現場の判断ですと、意見照会をしなくて良いかどうかはっきり分からないわけですね。はっきり分からないということは、後々発信者からなぜ意見照会してくれなかったのかと言われるリスクを常に抱えるという形になるので、基本的に保守的な対応として意見照会を行うことにならざるを得ないというところがあります。ですので、意見照会義務・通知義務の有無について実質的な整理をすればするほど、おそらく現場で判断できる可能性はどんどん下がっていくという関係にあると思いますので、もし何らかの形で意見照会の対応について区別をしようとするのであれば、現場でも分かるかなり明確な基準を設けないと、制度は設けたけれど結局機能しませんでしたという形になってしまう。現状は、義務として基本的に意見照会を行うという運用なのですが、ここに「意見照会をすべきかどうか」という難しい判断事項が１つ増えることによる実務への影響も無視できませんので、その点は注意して制度設計すべきだと思いました。以上です。

【曽我部主査】

大変難しい実務上の課題をいただいたかなと思います。では上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】

何度もすみません。実務の感覚で言うと、やはり意見照会を何のためにしているのかとは考えておきたいです。またどうせ意見照会をするのだったら実効性のある形にしてほしい、その一方で、意味のない意見照会をしてもらっても無駄だしというすごく雑駁な実情に関する感覚があって議論をさせていただいていると思って居ます。そういう意味で意見照会を何のためにするのかというのを改めて検討することは意味があると思います。検討にあたり、権利侵害の中身に着目するというのはそんなに私としては違和感がありません。というのは、元々アメリカは著作権侵害とそれ以外の権利侵害で別の法制度をしているわけです。日本でプロバイダ責任制限法を作ったときに、DMCA 型のいわゆるノーティス・アンド・テイクダウン方式―請求があったら即削除するーという制度を採用していないのは、日本の場合プロバイダ責任制限法の対象が著作権侵害だけでなく、名誉毀損侵害のような表現の自由に関係する情報も対象だからという理由によるものだったわけです。だとすれば表現の自由に直接関係しない著作権のデッドコピーについては別の取扱いをするということはあってもいいのではないかと思います。そのときに請求に係る権利の内容を何を基準に判断するのかというのも問題になり得ますが、基本的に申立ての内容から見るということになると思います。その申立てが嘘だったらどうするか、という懸念もあるかもしれませんが、この点も、事件番号の通知があれば本人が自ら手続に関与することで是正も可能かと思った次第ですので、念のため補足的な説明です。

あと、先ほど簡略化になっているのだったら良いのかもしれないというご意見があったのですけれど、私が言葉足らずで恐縮ですが、今のような意見照会が決して機能していると思っていないという点がまず大前提としてあります。IP アドレスと時間と問題となる著作物のタイトルだけ意見照会で来ても実質的な反論というのがほぼできないのでは？と感じておりまして、そのような感想も含めて、意見照会をするのであれば、もう少し意味のある方法が良いのではないかと思った次第です。以上です。

【曽我部主査】

ありがとうございます。今の北澤構成員と上沼構成員のやりとりで論点が掘り下げられたかと思うのですけれど、その点あるいはその他の点も含めてご発言あればお願いいたします。よろしいでしょうか。そうしましたら一旦次へ参りましょうか。

では議題１の３番目「手続の過程で得た情報の適切な取扱いについて」ということですけれど、こちらもまずは事務局からご説明をいただきます。よろしくお願いします。

【大内補佐】

事務局でございます。資料９－１の 16 ページ目以降についてご説明をさせていただきます。検討課題の３つ目「手続の過程で得た情報の適切な取扱いについて」の部分になります。

16 ページ目には検討の論点として挙げさせていただいているものを再掲しております。

17 ページ、18 ページにおいて過去のワーキンググループにおける構成員の皆様からの主なご意見を載せております。こちらのうち 18 ページの第６回会合における構成員からの主なご意見について簡単にご紹介をさせていただきます。第６回会合においては、手続の過程で取得した情報を SNS 等で公表する行為によってどのような利益が害されるのかといったところにつきまして、プライバシーや名誉権に加えて、匿名表現の自由、平穏生活権、名誉感情、信用、営業利益といった幅広いものが考えられるのではないかといったご意見があったところでございました。また、発信者情報開示制度そのものの信頼性を揺るがしたり、プロバイダに対して悪影響を与えることで制度の安定的な運用を阻害するということも考え得るが、制度の機能不全をもたらすおそれを具体的に説明していく必要があるのではないかといったご意見もあったところでございます。こちらについての対応の方向性というところについては、発信者情報を公表する行為について見た場合には、公益目的であるというふうに主張された場合、発信者情報が真実である以上、違法性阻却事由があるとして、名誉毀損に当たると構成するのが難しくなる場合も多いのではないかといったご意見のほか、発信者情報開示の要件の１つである正当理由の要件というところに照らして、申立人が損害賠償請求等の予定があると言えば認められてしまうということで晒し行為を裁判所やプロバイダにおいて事前に阻止するのは現実的には難しいのではないか、目的外利用が原則として許容されないことを明確化することも必要ではないかというご意見がございました。また、積極的に個人情報を探して晒す行為など、他の晒し行為など他の事例との差分を考える必要があるのではないかというご意見もあったところでございま

す。一番下になりますが、注意喚起・周知の必要性というところで、こういった発信者情報等を不当に利用してはならないといったことについて、ガイドラインでの明示や明確化を行うなど、周知啓発・注意喚起をすることがまずは必要ではないかといったご意見もあったところでございます。

こういったご意見なども踏まえまして、19ページ目にご議論いただきたい事項を載せております。１つございまして、発信者情報開示請求の手続の過程で取得した情報を本来の目的以外で利用する行為への対策について、注意喚起・周知啓発を図ることのほか、どのような対応が考えられるかというふうにしております。こちらについて構成員の皆様からご意見をいただければと思います。以上でございます。

【曽我部主査】

ありがとうございます。では論点についてご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。これまでのところ、こういう行為が非常に問題だということは多くの構成員の方々からコメントがあったところで、他方で対策としては注意喚起・周知啓発というところが上がっておりましたけれど。では今村構成員、お願いいたします。

【今村構成員】

ありがとうございます。これまでの議論に出ている事前の対応としての注意喚起・周知啓発というのが１点と、あとは事後的な対応という意味で何ができるのかというところなのかというふうに思っております。広い意味では注意喚起・周知啓発なのかと思いますけれども、現行法でも事後的な対応として他法令に基づいてできることもあるのかと思うので、その点を事前にインプットするというのも重要ですし、それだけでは足りないというところでいくと事後的な対応としては、情プラ法のこの議論の中でも事後的な対応として行政的な対応、さらに進んで刑事罰でするのかどうかというところからは相当ハードルが高いのかとは思いますけれども、何らかの行政的な対応というのは事後的な対応として検討しても良いのかと思いました。以上でございます。

【曽我部主査】

はい、ありがとうございます。行政の対応ということもあり得るというご指摘でした。その他いかがでしょうか。

場つなぎで私から１点申し上げると、この間調べたところストーカー規制法に、被害者の情報を第三者がストーカーに教えるおそれがある場合は、公安委員会が当該第三者に当該提供を行わないよう求めることができるという規定があったりもして、少し類似点があるかと思ったところです。ちょっと大分相違点もあるので、こういうのを見つけましたという程度のことですけれど。ということで、その他いかがでございましょうか。

では垣内構成員、お願いいたします。

【垣内構成員】

垣内です。ありがとうございます。私も基本的に先ほど今村構成員が言われたのとほぼ同様の意見を持っておりまして、一方で注意喚起・周知啓発が重要だということは全く異

論がないところですけれども、やはり事案によっては注意喚起を乗り越えて公表をしてということはあるのではないかと思われますので、注意喚起等だけですべて解決するとか思われないところです。そういたしますとさらに何か対応がということで、これもすでにありましたように、何らか行政的な対応ということは刑事罰の前段階としてあり得るのではないかというふうに思います。行政的な対応というのは様々あるかもしれませんけれども、制裁としては過料といったものを考える余地もあるいはあるのかという感じもしておりまして、これも局面は違いますけれども、民事執行法上の債務者財産に関する情報取得制度について目的外使用について、過料の規定があるというようなこともありますので、場合によってはそういったことも検討の余地があるのかと思っているところです。以上です。

【曽我部主査】

ありがとうございます。大谷構成員からコメントをいただいていますけれど、ではこちらも事務局の方からご紹介いただいてもよろしいですか。

【大内補佐】

事務局でございます。大谷構成員に代わりまして代読いたします。「周知策の一つにとどまるものですが、これらの行為の典型的なものについては、違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の禁止行為として明示することなどは考えられるかと思います。」以上でございます。

【曽我部主査】

ありがとうございます。確かにそういった可能性もあるかと思います。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。ではまず上沼構成員、お願いいたします。

【上沼構成員】

割と最初の頃から言っていることなのですけれど、このような自力救済的な行為がどうしても増えてしまう理由の１つに、権利の救済が十分ではないという実際上の問題があるのだと思います。この間別件で指摘があったのですが、現在名誉毀損の損害賠償の額を増額するという検討もされているということなので、もしかすると本来的な裁判ルートでの救済に実効性が出てくるのではないかというか、そちらの方がインセンティブの高い方法になる可能性はあるのではないかとは思っています。これも注意喚起・周知啓発の一環かもしれませんけれども、そういった別ルートの救済手段の可能性というのをもう少し発信していく必要もあるのではないかと思います。以上です。

【曽我部主査】

ありがとうございます。では続きまして、北澤構成員、お願いいたします。

【北澤構成員】

ありがとうございます。私の方から２点申し上げたいと思います。１点目としては先程来、周知啓発が必要であるというご意見をいただいて、そこは私としても全くそのとおりだと思います。その関係で確認が必要なのは、実際にいわゆる晒し行為というものを行っ

ているという方は開示請求をした方なわけでして、その場合に開示請求者の代理人の弁護士が開示で得られた発信者情報を依頼者に渡す際にどの程度請求者本人に注意喚起等をしているのかという点です。基本的にこういった請求者をまず一義的にコントロールすべきは、代理人の弁護士であるかと思います。ただ代理人の中には一部の発信者情報の目的外利用自体は必ずしも違法ではない、許されているのだという考えをとっていらっしゃる先生もいて、こういった状況にあると、いくら事業者がいろんなところで周知啓発しても、自分の依頼した弁護士から「いや別にこれぐらいなら目的外利用していいのだよ」と説明を受ければ多分目的外利用をしてしまうと思います。そういう意味で、仮に刑事罰化等としないのであれば、ある程度周知啓発は必要なのですけれど、前提として何をしていけないのか、目的外利用を禁止するのだということをある程度明確に示す必要があると思います。現行法でも今の逐条解説で目的外利用は生活の平穏を害すると明記しているわけです。明記しているだけでも現状こういった形で晒し行為が起きているので、少なくとも解釈上明確にするだけでは防止策として足りていない。それ以上に何か禁止を明確にするような対応を含めて検討をしていただきたいと思います。この問題はアナウンスのやり方によってはある程度自力救済を許容することにつながってしまうおそれもあり、そのようなメッセージになってしまわないよう、ご検討いただければと思います。

２点目としては、晒し行為の事前の抑止の可否の文脈で資料 18 頁で正当理由の要件の関係で損害賠償請求等を予定しているという形で認められてしまうという実務上の傾向についてご紹介いただいたのですけれども、本 WG の開示請求の件数等のデータについては最高裁の方のご協力もあったと思うので大変感謝申し上げているのですけれども、例えば開示請求の中で実際に開示を受けた情報で発信者に対してどの程度損害賠償請求の訴訟が起こされているのか、もちろん訴訟外で示談が成立するケースもあることは前提として、そういったボリューム感と言いますか、細かい数字を知りたいわけではなくて実際にどの程度損害賠償請求が起きているのかというようなデータは把握していらっしゃるのかどうかというところが立法事実の関係でも気になっているところがありまして、可能な範囲でご教授いただければありがたいという要望めいた発言で恐縮ですが、２点目として申し上げます。以上です。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。請求者側の代理人の方への対応の実情でありますとか、開示を受けた後の損害賠償請求訴訟が提起されるボリューム感などについてお尋ねがあったところですけれども、もし構成員の方々あるいはオブザーバーの方々、事務局含めて今の点についてコメントいただける方がいらっしゃいましたらご説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

今現時点で回答が難しいということでしょうかね。では、後ほどもし情報をいただけるようであればいただくというところで、この場ではこの点はここまでとさせていただきまして、引き続きこの論点についてご意見ありましたらお願いいたします。では中原構成

員、お願いいたします。
【中原構成員】
注意喚起・周知啓発の枠内にとどまる話でありますけれど、晒し行為の加害者は自らが行っていることを正義だと考えている節があって、いかなる場合に刑事責任・民事責任が生じるか自体を認識していない、当然許されると考えているのではないかと思います。単に責任を負う可能性があることを警告するのではなくて、いかなる場合に責任が生じるのかを具体的に示すことが、注意喚起・周知啓発の中でも重要なのではないかと思います。もちろん、これは、北澤構成員が危惧されていたように、やぶへびになる可能性もあって、こういう場合に当たらなければ許されるのだと誤解して晒し行為に及ぶことは考えられます。例えば、今回の資料の中で第６回の議論で名誉毀損に関して公益目的だというふうに主張されてしまえば難しくなるという発言がされていますけれども、公益目的という論理も限界があるわけで、私的な恨みを晴らすための目的でやっているという場合には公益目的に該当しないというふうに一般に考えられています。周知啓発・注意においては、この晒し行為等が原則として違法である、さらにそれが私的な恨みによるものである場合には責任が生じる、そういったことをやぶへびにならないような形で示すことが考えられるのではないかと思いました。やり方次第なのではないかということです。
【曽我部主査】
ありがとうございます。周知啓発の具体的なやり方についてご提案いただいたかなと思います。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。では鎮目構成員、お願いいたします。
【鎮目構成員】
ありがとうございます。いきなり刑罰というハードな方法を取るより前に、行政的対応というご指摘がありましたが、できることをまず考えていくというのがおそらく穏当な考え方ではないかと思っております。先ほど北澤構成員がおっしゃっていた現状では目的外利用が許されないということについて、必ずしも明確に規範として示されていないという点についてはそのとおりかと思いまして、そこを周知啓発の前提として適切なかたちで明確化していくべきだということについて私も賛成でございます。行政的な対応の在り方については素人なので良いアイデアが浮かぶわけでは全くないのですけれど、たとえば、総務省が、晒し行為の被害を受けた方から相談を受け付ける窓口を設けて情報取集を行うことや、晒し行為を行った方に対して調査を行うことなども、事実上の抑止として働きうるかもしれません。素人考えなので間違っているかもしれませんが、そんなことを考えております。専門外なので良いアイデアがありませんので、専門の先生方にご検討いただければと思います。以上です。
【曽我部主査】
ありがとうございます。今行政の対応についてのアイデアをご提案いただいたのですけれど、もし他の構成員の方々でこの行政上の対応について何かご発言いただけることがあ

ればいただければと思いますが、いかがでしょうか。今、鎮目構成員のお話を伺って思い浮かべたのは、SNS 上であるポストがされたときに警察庁がそれに警告するようなリプライをつけるとか実施されているところがありますけれど、これは法令に基づくものではなく事実上のものかなと思いますけれども、そういったことを思い浮かべはしたというところではあります。特に他によろしいでしょうか。ではこの論点については以上とさせていただきたいと思います。こちらで議事の１つ目が終わったのですけれども、最後に、今３点の論点についてご議論いただきましたけれど、この３つを通じて改めてコメントをいただけることがありましたらこの段階でいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。

では本日の議事に関して構成員の皆様方からさらなるご意見があれば後ほどメール等でも受け付けるということにしたいと思います。最後事務局から連絡事項ありましたらお願いします。

【大内補佐】

事務局でございます。構成員の皆様におかれましては各検討課題についてご意見いただきましてありがとうございました。次回会合につきましては、追ってお知らせをさせていただきます。また、先ほどご案内がありましたメール等によるご意見の受付についても別途ご連絡をさせていただきます。以上でございます。

【曽我部主査】

ありがとうございます。では少し早いのですけれども、以上を持ちまして、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会発信者情報開示ワーキンググループの第９回会合を閉会いたします。本日もさまざまご意見いただきましてありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

【以上】